

市営住宅敷地等使用に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅自治会からの申請に係る川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第4号に関する事務取扱いについて、管理の適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

(許可申請者)

第2条 許可申請者は、条例第12条に規定する使用者全員で組織する各市営住宅自治会とする。

2 前項の自治会は許可申請時の自治会の代表者（以下「代表者」という。）を許可申請者とする。

(許可申請の対象)

第3条 条例第22条第3号及び第4号に掲げる許可申請の対象事項は、次の各号に定める。

- (1) 物置を設置しようとするとき。
- (2) 自転車置場を設置しようとするとき。
- (3) 掲示板を設置しようとするとき。
- (4) その他使用者の生活関連施設として、必要と認められる施設を設置しようとするとき。

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする代表者は、市営住宅敷地等使用許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(許可の決定)

第5条 市長は、管理上支障がないと認め許可するときは、申請者に市営住宅敷地等使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(許可の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 市において、公用若しくは公共用に供する必要性が生じたとき。
- (2) この要綱及び使用許可条件に違反したとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めたとき。

(使用の廃止)

第7条 市営住宅敷地等使用者は、自己の都合により使用を廃止するときは、市営住宅敷地等使用廃止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(原状回復)

第8条 市営住宅敷地等使用者は、前2条の規定により使用しなくなったときは、原状に回復しなければならない。

(帳簿等)

第9条 市営住宅管理課長は、市営住宅敷地等の管理の適正を図るため、市営住宅敷地等使用許可台帳（第4号様式）を整備するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。